

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.058

処 分 名	建築物の用途変更に関する確認
処 分 の 概 要	建築物の用途を変更して特殊建築物としようとするとき、その計画が建築基準関係規定に適合する場合、確認を行います。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 87 条第 1 項
審 査 基 準	法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。  ◎建築基準関係規定（建築基準法第 6 条第 1 項）
標準処理期間	35 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 6 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	・ 申請手数料：春日部市手数料条例第 2 条及び別表第 2 に定める額 ・ ホームページのリンク先（関連）： <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/tetsuduki/kakunin/index.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/tetsuduki/kakunin/index.html</a>

■ 建築基準法

第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）においては、同条（第三項、第五項及び第六項を除く。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条第一項並びに第十八条第一項から第三項まで及び第十四項から第十六項までの規定を準用する。この場合において、第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。